

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

孤独は力

女性で七大陸最高峰を制覇したオックスフォード大学出の修士、コーン・フェリーアシア太平洋地域プレジデントのエスター・コルウィルさんは「孤独な時間」は必要だと言っています。「自己の内面を豊かにし、内省する時間をもつ」孤独な時間は貴重です。リーダーはめったに一人にはなれない、だからこそ一人の時間を作る努力が必要です。私の場合は読書が孤独な時間です。知らないことにも出会う、読書は冒険そのものです。リーダーは常に決断することが求められます。決定する時は、孤独です。答えを自分自身にしか求めることができません。「孤独な時間」との向き合い方で、人生は変わります。(プレジデント)

ヒント

税務 ミニガイド

令和5年分の申告所得税（法定納期限3月15日）の振替納付日は、4月23日、個人事業者の消費税（法定納期限4月1日）の振替納付日は、4月30日となっています。口座残高不足により振替ができないと、法定納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞税が賦課されますので注意が必要です。



不服救済制度

□不服申立て

国税に関する法律に基づいて税務署長等が行った更正や決定などの課税処分、差押えなどの滞納処分等に不服があるときには、その処分に不服のある人は、処分の通知を受けた日の翌日から原則として3か月以内に、その処分の取消しや変更を求める不服申立てをすることができます。

不服申立てには、処分を行った税務署長等に対する再調査の請求と国税不服審判所長に対する審査請求の2種類があり、いずれかを選択して行うことができます。

□再調査の請求を行った場合

再調査の請求を行った場合に、再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときは、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から1か月以内に審査請求をすることができます。

□審査請求

審査請求は、対象となる処分や審査請求をする趣旨、理由などを審査請求書に記載して、国税不服審判所に提出して行います。

審査請求書を提出すると、国税不服審判所において、まず形式審査（審査請求書が法律の規定に従っているか否か）が行われ、その段階で補正（記載漏れ等の不備の修正）や追加資料を求められることがあります。

なお、不適法な審査請求であって補正することができないことが明らかなきときは、審理手続を経ないで、審査請求は却下されます。

□審理の手続き

形式審査の結果、適法な審査請求であると認められる場合は、原処分庁に対して答弁書の提出が求められ、その副本が審査請求人に送付されます。審査請求人は、送付された答弁書に対する反論を記載した反論書や自らの主張を裏付ける証拠書類等の提出をすることができます。また、自らの主張を書面で提出するだけでなく、



○アメリカで1920年禁酒法が施行された。アメリカを建国したヨーロッパから来た清教徒の人々は酒は社会道徳破壊の元凶、悪魔の飲み物と断定した。だが、酒は飲みたいという欲望から、ギャングたちは密造酒を作り、もぐりの酒場を開き、縄張りを争い、13年後に悪法は廃止されたが、ギャング組織はきっちり構成されており、カポネが大ボスになった。



口頭で意見を述べることもできます。

□裁決

調査及び審理が終了すると、合議体を構成する担当審判官と参加審判官との合議により議決が行われ、裁決がなされることとなります。

なお、原処分以上に審査請求人に不利益となる裁決はできないことになっています。

裁決には、全部取消し（審査請求人の主張の全部を認めたとき）、一部取消し（審査請求人の主張の一部を認めたとき）、変更（原処分の変更について、審査請求人の主張の全部又は一部を認めたとき）、棄却（審査請求人の主張を認めなかったとき）、却下（前述）があります。

□訴訟

審査請求人は、裁決の結果に不服がある場合には、裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に裁判所に訴えを提起することができます。

また、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がなされないときは、裁決を経ないで訴えを提起することができます。この場合、訴訟とは別に、引き続き国税不服審判所長の裁決を求めることも可能です。

なお、原処分庁は裁決に不服があっても訴えを提起することはできません。

法人税等の追徴税額は 過去最高に

国税庁はこのほど、令和4事務年度（4年7月～5年6月）の法人税等の調査事績を公表しました。それによると法人税等・消費税の実地調査件数は、前年度比52.3%増の6万2,000件と大きく増加しましたが、新型コロナウイルス前と比べると、37.3%減少となり依然として低い件数でありました。一方で、法人税等の追徴税額は、同39.8%増の3,225億円で過去最高となりました。これについて同庁は、「A I・データ分析の活用により調査必要度の高い法人を的確に絞り込み厳正な調査をした結果」としています。

① 法人税等の実地調査状況

法人税等の実地調査を行い、非違があった件数は前年度比48.8%増の4万7,000件でした。このうち不正計算があったものが同38.6%増の1万3,000件であり、法人税の申告漏れ所得金額は

同29.4%増の7,801億円となりました。このうち不正所得金額は同24.3%増の2,744億円で、追徴税額は同29.9%増の1,868億円でした。また、税務署等において書面や電話による連絡や来署依頼による面接により、納税者に対して自発的な申告内容の見直しなどを要請する簡易な接触事績については6万6千件の法人に対して実施しました。その結果、申告漏れ所得金額は前年度比11.2%減の78億円、追徴税額は同32%減の71億円となっています。いずれも減少しました。

なお、調査1件当たりを要した日数は、15.3日で所轄別にみると税務署所管法人が12.5日、調査課所管法人が126.4日でした。

② 積極的な調査の実施

国税庁では、これまでに引き続き「消費税不正還付」「海外取引法人」「無申告法人」などに対して積極的な調査を実施しました。とくに海外取引に係る申告漏れ所得は総額2,259億円で、増加する輸出入取引や海外投資を行う法人については、課税上の問題点を幅広く把握し、厳正な調査を実施しました。

ナマの税務相談室

Q 被相続人A氏の相続人は、配偶者甲、子乙、子丙の3人です。相続財産は預貯金9千万、土地建物は5千万円です。

銀行の指導により甲は預貯金すべて分割協議前に自分の名義にしました。（銀行所定の分割協議書及び書き換え同意書に相続人全員が記載しています。）

一旦自分の名義にして後から分割協議する予定だったそうです。

土地建物は未分割のままです。

分割協議において甲は預貯金4千万円、乙は土地建物5千万円、丙は預貯金5千万円を取得する。丙に対する預貯金5千万円は、遺産分割のやり直しに該当し、甲より丙に対する贈与に認定される恐れが高いと思われますので税務署に提出する財産のすべてを記載した分割協議書には

①預貯金9千万円は甲が取得する。②甲が取

預金引き出しのための 遺産分割協議書

得した預貯金の代償財産として甲は丙に金5千万円を支払うという文面にする。この場合、丙の法定相続分は3,500万円ですが、代償分

割により法定相続分を超える超過部分に贈与問題等が発生いたしませんか？

A 相続税の申告書の提出期限前に、共同相続人の代表者が被相続人の預貯金を遺産分割等のために引き出すことのみを目的として、その預貯金に限り金融機関の要請等に基づいて便宜遺産分割書を作成して当該金融機関に提出していたとしてもその引き出した預貯金を含めたその相続に係る遺産の全部を対象として、相続税の申告期限内に改めて共同相続人間で協議をして遺産分割を行い、遺産協議書を作成している場合には、実務上は、当該遺産分割協議に基づいて行われた相続税の申告は、やり直しの遺産分割協議に基づくものとして否認の対象とされることはないと考えます。

ナマの税務相談室

暗号資産(仮想通貨)税制 の変遷と近時の改正動向

仮 想通貨の課税関係については、参議院議員による質問主意書に対する2014年3月7日の政府答弁書で、初の公式見解が示されました。その文書では、暗号資産は通貨でなく「モノ」と認定されました。「モノ」なので、銀行券や硬貨、また消費税法上非課税取引となる商品券やプリペイドカードなどの物品切手等支払手段でもないことになり、消費税の課税対象になる事とされました。

2 017年4月施行の資金決済法で、仮想通貨も紙幣等と同じ支払手段として法的に位置付けられる事になり、それに対応して2017年税制改正大綱で仮想通貨の消費税非課税化が示され、政令に於い

て通貨と同じ扱いの非課税と規定され、2017年7月施行となりました。ただしこの時点では、法人税法上、期末時点での時価評価はしないものとされていました。

2 018年3月、企業会計基準委員会が「資金決済法における仮想通貨の会計処理等」を公表し、「活発な市場」が存在する仮想通貨の貸借対照表価額は、市場価格に基づく価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する、としました。

こ れを承けて、2019年の税制改正で、法人税における活発な市場が存在する仮想通貨の評価方法について、時価法を導入する措置が講ぜられました。なお同時期に、仮

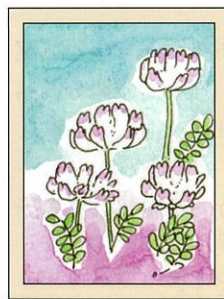
想通貨の呼称が暗号資産に改められました。

2 022年11月、企業会計基準委員会が「暗号資産発行者の自己割当暗号資産の会計上の取扱い」を公表し、対価受領のない自己割当暗号資産は第三者との取引が生じるまでは会計上時価評価しない、としました。

こ れを承けて、2023年の税制改正で、期末時価評価の対象となる暗号資産の範囲から、自己が発行した暗号資産が除外されました。2024年の税制改正では、譲渡についての制限のある暗号資産については期末時価評価の強制から除くこととされます。

前 年からの改正は、期末の時価評価での担税力の伴わない含み益課税を嫌って、スタートアップソフトウェア開発企業が日本から流出する傾向にある、ことへの対処とされています。

「思ひ立つ木曾の四月の桜狩り 芭蕉」
4月。学校は新学年、官公庁も新年度になります。改正税法の施行も今月ですが、1月に遡って適用されるものもあり、要注意です。「鶯の茶畑に鳴く四月かな 船山」
「山葵田の水音しげき四月かな 水芭」
「メモしつ、早や四月よとひとりごと 立子」
4日清明、19日穀雨。



風が一番高く上がるのは、
風に向かっている時である。
風に流されている時ではない。

(ウインストン・チャーチル)

4月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○3月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○3月分個人住民税特別徴収分の納付
○2月決算法人の確定申告	15日	○給与支払報告に係る異動の届出
○8月決算法人の中間(予定)申告	30日	○2月決算法人の確定申告
	々	○8月決算法人の中間(予定)申告
	々	○非課税法人の住民税均等割の申告
	(地方条例による)	○軽自動車税の納付
		○固定資産税、都市計画税の納付
		○固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。